

まちなみ



～人と環境に優しいまちづくりを目指して～

第57号

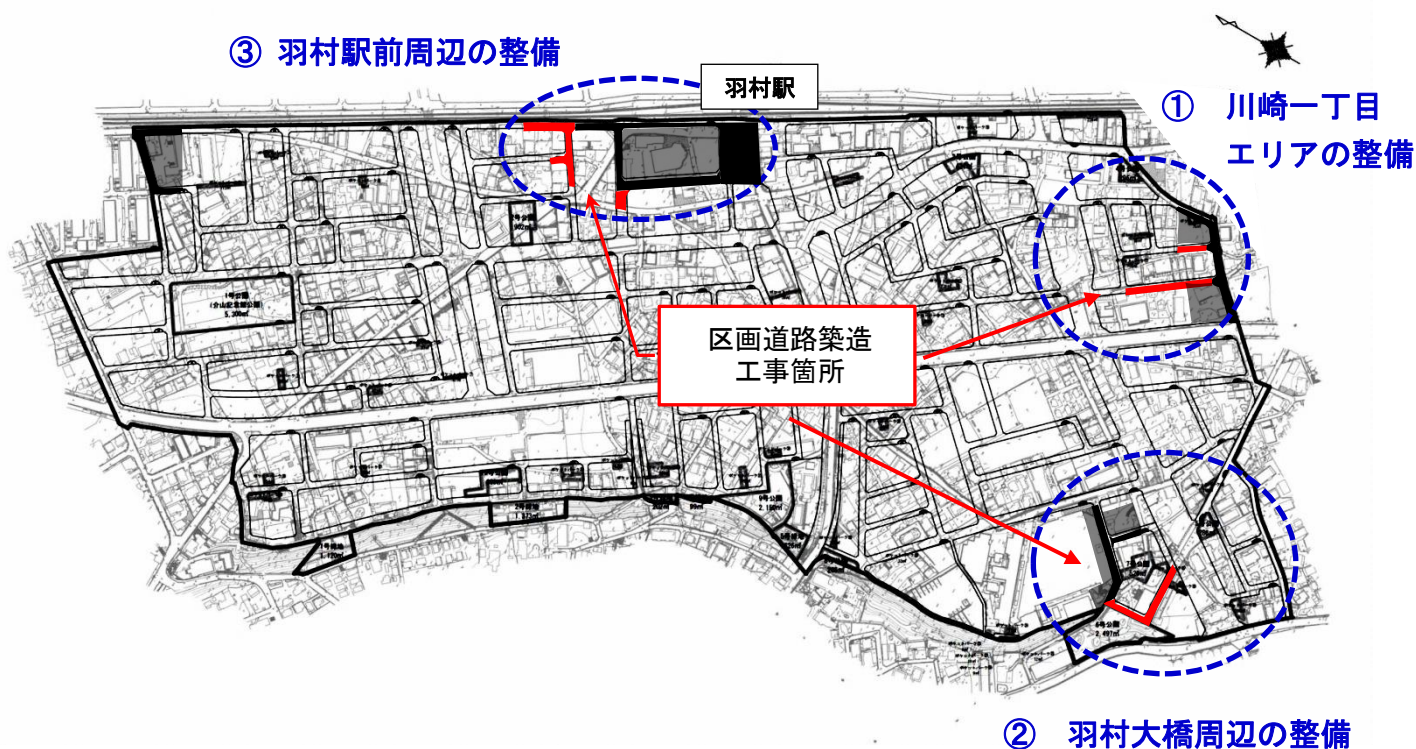
平成31年3月26日

編集・発行 羽村市区画整理部 区画整理総務課
区画整理推進課

事業の進捗状況をお知らせします

平成30年度の羽村駅西口土地区画整理事業につきましては、優先的に整備する「羽村駅前周辺」、「川崎一丁目エリア」、「羽村大橋周辺」の地区におきまして、権利者の皆様のご協力により、区画道路の築造工事、宅地の造成工事、建物等の移転を計画通りに進めることができました。

平成31年度につきましても、建物等の移転に向けた調査や協議を進めるとともに、工事等に際しましては、安全を第一に実施してまいりますので、関係権利者の皆様をはじめ、近隣の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



第57号の主な内容

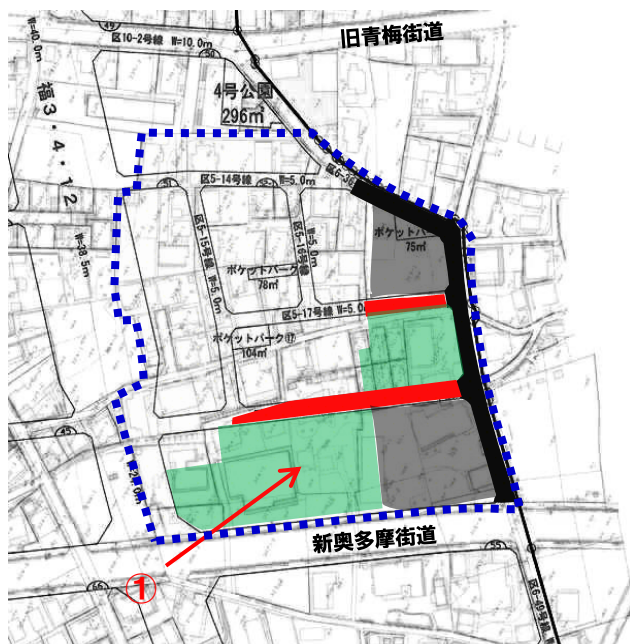
1. 平成30年度の工事の進捗状況について（優先整備地区における整備概要）
2. 事業計画変更決定取消請求事件の判決について

1. 平成30年度の工事の進捗状況について(優先整備地区における整備概要)

平成30年度に優先的に整備を進めた3つの地区の整備概要をお知らせします。
また、「川崎一丁目エリアの整備」につきましては、本年度の宅地造成や区画道路の整備完了後において、権利者の方々により建築される建物の完成イメージとして、「まちなみのイメージパース図」を市民の方に作成していただきましたので、合わせてご覧ください。

① 川崎一丁目エリアの整備

平成29年度に拡幅した既存の道路に接続する区画道路の築造工事、宅地の造成工事等を行いました。



凡 例	
道路工事箇所	
宅地造成箇所	
過年度整備済み箇所	

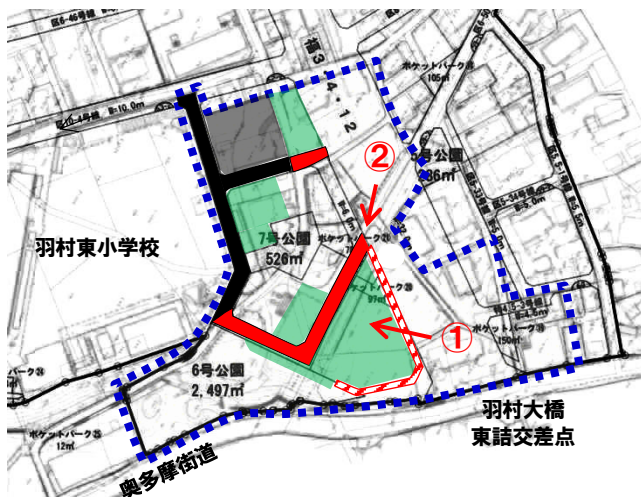


【平成30年度 宅地造成の状況】(上図 ①)



② 羽村大橋周辺の整備

朝夕の渋滞の激しい羽村大橋東詰交差点の渋滞緩和と、羽村駅東口方面へと続く都市計画道路 3・4・12号線の早期整備を目指し、平成29年度から着手した羽村大橋東詰交差点付近の擁壁築造工事が9月に完了し、引き続き、宅地の造成や区画道路の整備等を行いました。



凡 例	
道路工事箇所	
平成 29～30 年度擁壁工事	
宅地造成箇所	
過年度整備済み箇所	

【平成 29 年度 擁壁設置工事中の状況】（上図①）



【平成 30 年度 宅地造成後の状況】（上図①）

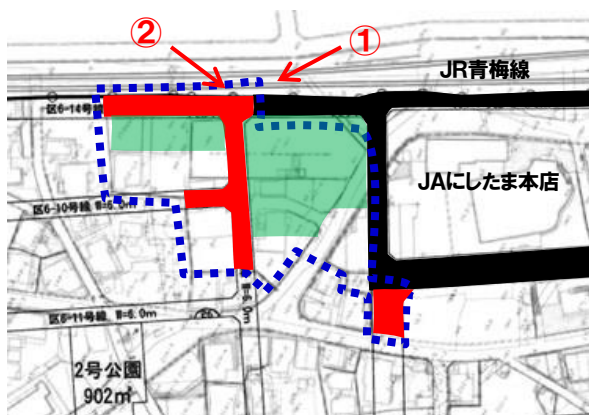


【平成 30 年度 区画道路整備の状況】（上図②）



③ 羽村駅前周辺の整備

既存の道路に接続する区画道路の築造工事、宅地の造成工事等を行いました。



【平成 30 年度の整備状況】（左図①）



【平成 30 年度の整備状況】（左図②）



凡 例	
道路工事箇所	
宅地造成箇所	
過年度整備済み箇所	

2. 事業計画変更決定取消請求事件の判決について

羽村駅西口土地区画整理事業の「第2回の事業計画変更決定」に関する裁判について、去る2月22日付で、東京地方裁判所（第1審）において判決がありました。

裁判所の判断は、平成26年12月17日付で決定した「第2回変更事業計画書」に定めている「土地区画整理事業の目的」や「設計の方針」、また、都市計画道路、区画道路、公園の整備などの羽村駅西口土地区画整理事業の根幹となる公共施設の「計画」や「設計」について、適法であることを認めているものですが、一方で、「資金計画」における「年度別の収支計画」を捉えて、市の負担額及び施行期間の設定が不確実、不合理で市の裁量権を逸脱又は濫用し違法であるとし、「第2回事業計画変更決定を取り消す」と判断されたものです。羽村市は、この判決に承服しかねるため、去る3月6日に控訴いたしました。

本事業では、これまで各種法定手続きや関係権利者の方々への説明会などを経て、現在進めておりますハード整備事業の実施段階に至っているもので、市として、平成31年度以降も計画的に建物等の移転及び区画道路の整備など、本事業を着実に推進してまいりますので、引き続き、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

■ 羽村駅西口土地区画整理事務所

【住 所】 羽村市羽東 1-29-35
 【電 話】 042 - 570 - 7474
 【開 所 日】 毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）
 【開所時間】 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで

